

くらしに役立つ制度紹介



介護利用料の軽減制度の詳細

米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel.52-1969
藤田正雄 Tel.55-1128
太田幸代 Tel.54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

介護保険の利用料も6月に市民税が確定することによって軽減措置が受けられるかどうかが決まります。家族の中で税金の申告がされていないと、これらの判定がされなくて軽減が受けられない場合や家族構成によっても限度額が違ってきます。医療保険の限度も同様です。一度限度額を確認をされることをお勧めします。

利用者負担段階判定方法の変更

【問】8月から、低所得者の介護保険利用料の見直しが行われるそうですね。

【答】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイの利用者の食費・部屋代は本人負担が原則ですが、低所得者については負担軽減が行われています。

この負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、遺族年金と障害年金の「非課税年金」の収入のうち、非課税年金を一定額受給されている場合、合計所得金額と課税年金収入額との合計が年間80万円を超えると、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

【問】表1を見ると、非課税年金の収入が多い場合は第3段階になって、例えば食費が1日390円から650円と、負担限度額が上がるのですね。

【答】厚生労働省は「負担軽減が受けられなくなるわけではない」と言っていますが、負担増になります。

食費が1.6倍に

【問】表1を見ると、非課税年金の収入が多い場合は第3段階になって、例えば食費が1日390円から650円と、負担限度額が上がるのですね。

【答】厚生労働省は「負担軽減が受けられなくなるわけではない」と言っていますが、負担増になります。

【問】「非課税年金」とは、何ですか。

【答】国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金と障害年金を指します。具体的には、日本年金機構または共済組合などの年金保険者から届く振込通知書、支払通知書、改定通知書などに、「遺族」や「障害」が印字さ

れた年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「寡夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

表1 食費 部屋代限度額

【問】なぜ、遺族年金や障害年金まで、判定に入れるのですか。

【答】遺族年金と障害年金は、今まで利用者負担段階の判定にあっても収入とされず「同じ年金額でも、老齢年金と取り扱いが違って不公平だ」というのが厚労省の言い分で、「負担の公平性を確保する」ためと見直しです。これらの年金に該当しない年金と、弔慰金や給付金などは、「遺族」「障害」とついても判定の対象にはなりません。

【問】他に、介護保険利用料の負担軽減措置はありますか。

【答】1か月に利用した介護保険対象サービスの自己負担額が、表2の上限額を超えた場合に、申請に基づいて超えた金額が高額介護サービス費として後から支給されます。

高額介護サービスとは

【問】他に、介護保険利用料の負担軽減措置はありますか。

【答】1か月に利用した介護保険対象サービスの自己負担額が、表2の上限額を超えた場合に、申請に基づいて超えた金額が高額介護サービス費として後から支給されます。

【問】表2の現役並み所得者とは？

【答】課税所得145万円以上の65歳以上の人です。同一世帯内に1人の場合は収入が383万円未満、2人以上いる場合は合計収入額が520万円未満の場合は、市区町村に申請すると上限額が3万7200円になります。

利用者負担段階	対象者	部屋代 (月額)	食費 (月額)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者。生活保護受給者。	0~820円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得と課税年金収入額と非課税年金収入額合計80万円以下の人	370~820円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の世帯の人	370~1310円	650円
第4段階	上記以外の人	370~1970円	1380円

表2 高額介護サービス費

区分	負担の上限
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,400円 (世帯)
世帯内の誰かが市民税課税	37,200円 (世帯)
世帯全員が非課税で下記以外	24,600円 (世帯)
世帯全員が非課税で前年度の合計所得と公的年金収入が80万円以下。生活保護受給者。	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)

お詫言 先日、わたくしの農作業場の一部を燃やすボヤを出してしまいました。原因は農作業場のごみを建物から離れた敷地の一部にドラム缶を燃やしてしまいましたが、枯れ草を運び、農作業場の入り口で燃やしてしまいましたが、消火栓もありませんでした。今後はこのように起きないようにしたいです。迷惑をかけたことに反省しています。清水隆徳